

ダイワの iDeCo

プラン説明書

2024年12月

大和証券株式会社

本書類は、個人型年金の実施者である国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けた大和証券株式会社（当社）が、確定拠出年金法および個人型確定拠出年金規約に基づく制度、資産運用、利用方法に関する情報その他必要な情報等を提供する目的で作成された資料です。本説明書の内容は、法令の改正または官公庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。

※「ダイワの iDeCo」は、当社が確定拠出年金法に基づく運営管理機関となって提供する個人型確定拠出年金のプランの名称です。

- 目 次 -

用語の説明	2
-------	---

第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容

(1) 日本の年金制度の概要および年金制度における確定拠出年金の位置付け	3
① 日本の年金制度	3
② 確定拠出年金制度	3
(2) 個人型年金の概要	4
① 個人型年金に関係する各機関の役割	4
② 個人型年金に加入(掛金の拠出)ができる方とその拠出額の限度	5
③ 運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法および運用商品の預け替え機会について	6
④ 給付の種類、受給要件、給付の開始時期および給付の受取方法	6
⑤ 中小事業主掛金納付制度	7
⑥ 企業型確定拠出年金の加入者が転職または離職した場合の個人型年金への資産移換について	7
⑦ 拠出、運用および給付の各段階における税制措置について	7
⑧ 他制度への移換(当制度から他制度へ異動する場合)について	7
⑨ 企業年金制度に加入していた方の個人型年金への資産移換について	8
⑩ 加入条件を満たしていない場合の掛金の払戻処理(還付)について	8
⑪ 運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応	9
⑫ 国民年金基金連合会、運営管理機関および資産管理機関の行為準則の内容	9

第2章 金融商品の仕組みと特徴

(1) 預貯金	12
(2) 投資信託	12

第3章 資産の運用の基礎知識

(1) 資産の運用を行うに当たっての留意点	13
(2) リスクの種類と内容	13
(3) リスクとリターンの関係	14
(4) 分散投資の考え方とその効果	14
(5) 長期運用の考え方	15

第4章 ダイワの i D e C o の利用に関する事項

(1) 諸経費	16
(2) ダイワの i D e C o の利用の申込方法	17
(3) 第2号被保険者の勤務先の事業所登録	19
(4) 運用指図の方法	19
(5) 掛金拠出から運用商品購入までの流れ	19
(6) 移換金入金に対する運用商品購入の流れ	20
(7) 個人別管理資産に対する預け替えの流れ	20
(8) 届出が必要な場合	21
(9) 給付の請求と受取方法	21
(10) 小規模企業共済等掛金払込証明書の再発行	23
(11) 個人別管理資産等の報告	23
(12) 本説明書の内容の変更	23
(13) S B I ベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程	23
お問合せ	25

【用語の説明】

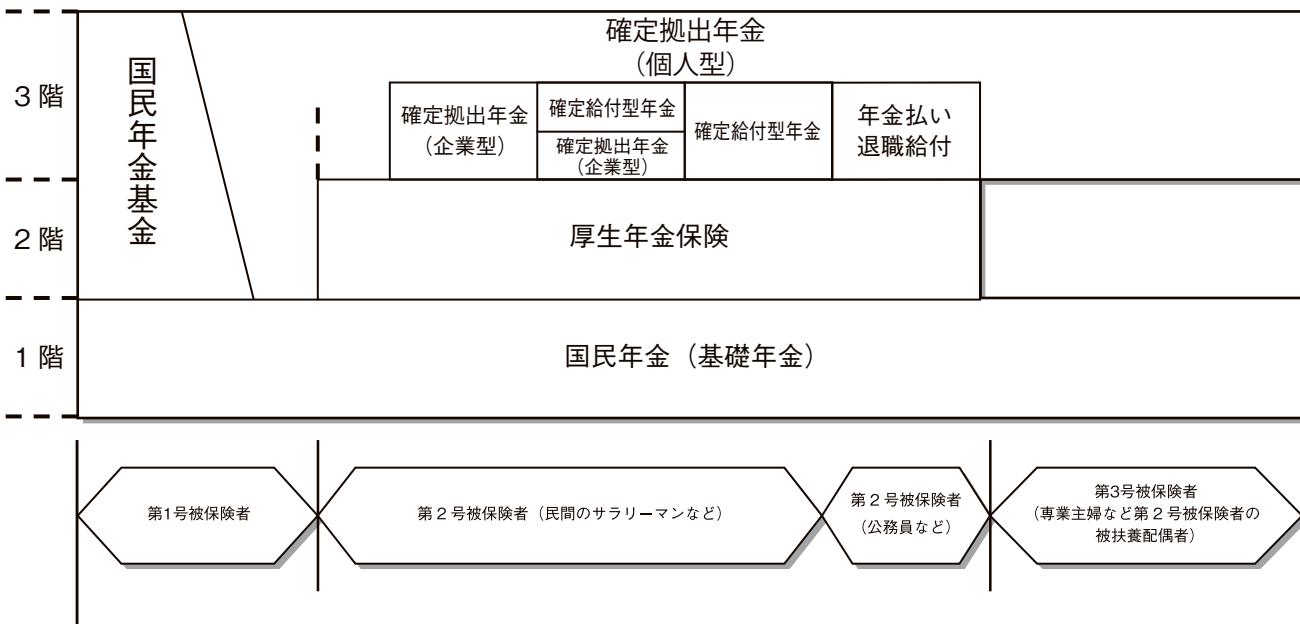
用語	内容
加入	新規に確定拠出年金制度において、掛金を拠出することをいいます。
加入者	確定拠出年金制度に加入（掛金を拠出すること）し、運用指図を行っている者ことをいいます。
運用指図者	確定拠出年金制度にて新規に掛金を拠出する（加入する）資格を持たないが、過去に拠出した個人別管理資産の運用指図のみ行うことができる者または、加入資格はあるが、あえて掛金を拠出せず、運用指図のみを行う者をいいます。
加入者等	加入者と運用指図者をいいます。
個人別管理資産	将来において年金として給付に充てるべきものとして積み立てられている各人の年金資産をいいます。
第1号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第1号被保険者には、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業や漁業に従事している者、その配偶者および学生等が該当します。
第2号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第2号被保険者には、厚生年金保険の被保険者（民間のサラリーマン、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など）が該当します。
第3号被保険者	国民年金法で定義されている被保険者の種別の一つです。第3号被保険者には、20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者が該当します。
任意加入被保険者	60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときに、60歳以降も国民年金に加入している方、また外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方をいいます。
第1号加入者	第1号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者（加入者）をいいます。
第2号加入者	第2号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者（加入者）をいいます。
第3号加入者	第3号被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者（加入者）をいいます。
その他加入者 (任意加入)	任意加入被保険者の方で、個人型年金制度において掛金を拠出している者（加入者）をいいます。
区分による掛金	個人型年金の掛金は、毎月、定額の掛金を拠出していただくのが基本的な取扱いとなっていますが、2018年1月より、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出（年単位拠出）することが可能になりました。この拠出の掛金をいいます。
移換	企業型確定拠出年金制度から個人型年金制度へ個人別管理資産および個人の記録を移すこと、個人型年金制度から企業型確定拠出年金制度へ個人別管理資産および個人の記録を移すこと、または、確定給付企業年金等の他の企業年金から確定拠出年金へ年金資産および加入期間の記録を移すことをいいます。
預け替え	既に個人別管理資産として保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入することをいいます。「スイッチング」ということもあります。
還付	還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還することをいい、国民年金保険料を納付していなかった場合、加入者の資格を有していない方が拠出した場合、並びに法令および個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出した場合等が該当します。
加入者サイト	SBIベネフィット・システムズが運営する、本プランの加入者等が掛金の配分割合の設定・変更、預け替えや個人別管理資産の残高の確認等を行うWebサイトをいいます。

第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容

(1) 日本の年金制度の概要および年金制度における確定拠出年金の位置付け

①日本の年金制度

日本における年金制度は、国民年金（基礎年金）、国民年金基金、厚生年金保険・共済組合、企業年金制度等と確定拠出年金より構成されており、それぞれの対象者が以下のように分かれる階層状の制度となっています。



国民年金法に基づき、年金制度においては職業または就業形態によって以下のとおり区分されています。

第1号被保険者	日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業や漁業に従事している者、その配偶者および学生等。
第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者 (民間企業のサラリーマン、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)。
第3号被保険者	20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者。
任意加入被保険者	任意加入制度によって、国民年金の被保険者となった者を任意加入被保険者といいます。※1

※1 60歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。また、20歳以上65歳未満の日本国籍を有する海外居住者で、国民年金の保険料納付済期間が480月に達していない方も、任意加入が可能です。

②確定拠出年金制度

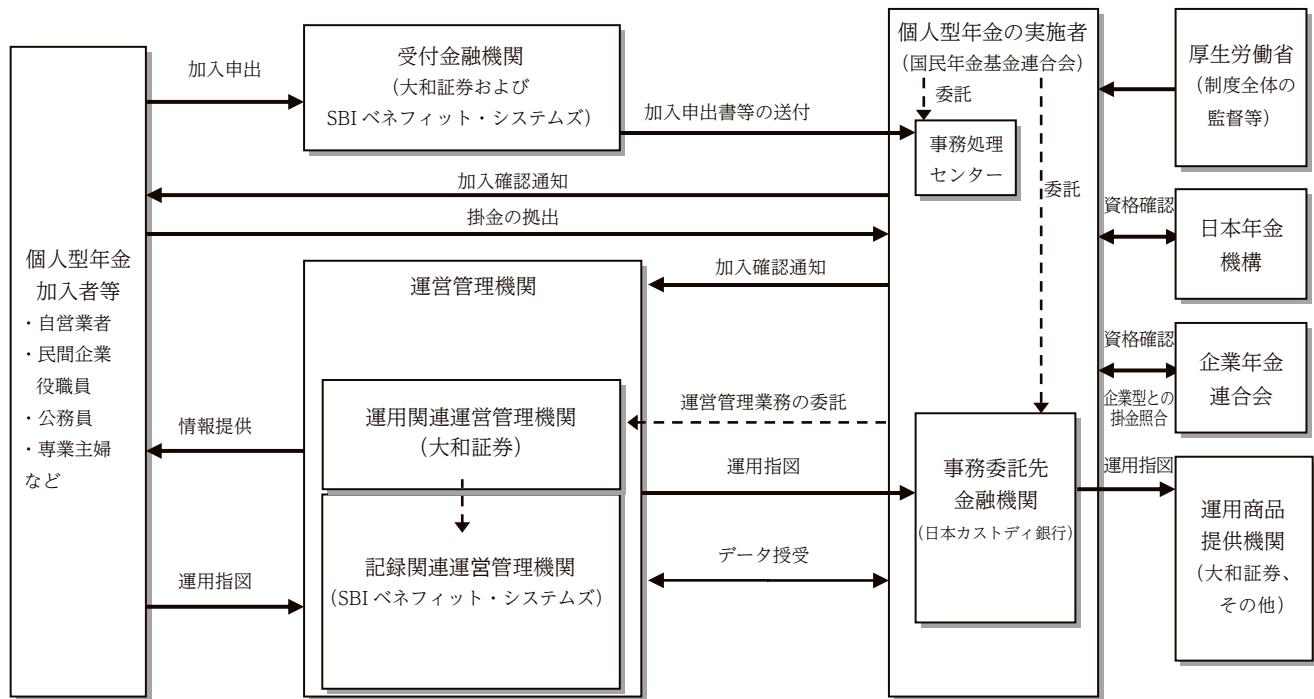
確定拠出年金は、国民年金基金や既存の企業年金制度のような確定給付年金に加えて、公的年金に上乗せされる制度で、以下のような特徴があります。

- 拠出された掛金が個人毎に明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとにして給付額が決定される年金であり、加入者自身が自己の責任において運用商品を選択して運用し、その結果に基づいて年金が支給されます。
- 企業が導入し、企業が従業員のために掛金を拠出する（企業によっては、所定の限度額の範囲内で従業員本人も拠出ができる）「企業型」（以下「企業型確定拠出年金」といいます。）と、個人が任意に加入し、自ら掛金を拠出する「個人型」（以下「個人型年金」といいます。）とに分けられます。
- 個人の持分が個人別管理資産として明確に区分されており、転職時にはお客様の状況に応じて確定拠出年金制度間での持ち運びができます。このように年金資産の持ち運びが可能なことを一般にポータビリティといい、確定拠出年金の特徴の一つです。
- 個人型年金制度においては、加入資格の有無にかかわらず、運用指図者として、掛金の拠出は行わずに、過去に積み立てた個人別管理資産の運用指図のみを行うことが可能です。
- 掛金の拠出額については、全額所得控除の対象となります。

(2) 個人型年金の概要

①個人型年金に関する各機関の役割

個人型年金における各機関の役割は以下の図のとおりです。各機関の下段（　）内は「ダイワのiDeCo」（以下「当プラン」といいます。）における会社名です。



確定拠出年金法により、国民年金基金連合会が個人型年金の実施者として定められており、個人型年金の運営管理業務および各種業務を各機関に委託することができるものとされています。当社は、国民年金基金連合会より運営管理業務と受付業務を受託しており、記録関連運営管理機関業務と受付業務を受付金融機関としてSBIベネフィット・システムズ株式会社（以下「SBIベネフィット・システムズ」といいます。）に再委託しています。

各団体または機関が行う業務の内容は以下のとおりです。

個人型年金の実施者	国民年金基金連合会が実施者となっており、主に以下の役割を担います。 ・加入者の資格の確認に係る業務 ・掛け金の限度額の管理に係る業務 ・加入者からの掛け金の収納に係る業務 ・個人型年金における個人型年金規約の策定 ・加入者等に関する原簿を備え、これに加入者等の氏名および住所、資格の取得および喪失の年月日等を記録し、保存する業務（本業務は運営管理機関に委託しています。）
事務処理センター	国民年金基金連合会からの委託により、次のような加入者等からの各種届の入力・発送等の業務を行います。 ・届出の入力に関する事務 ・通知書の送付に関する事務 ・その他付随する事務

運営管理機関	<p>個人型年金において、運営管理業務を行う機関をいい、主に以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型年金における運用商品の選定および加入者等への提示 ・商品の運用に関する情報の提供 ・加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に係る事項の記録、保存および通知 ・加入者等が行った運用の指図のとりまとめおよびその内容の資産管理機関または連合会への通知 ・給付を受ける権利の裁定 <p>当社は、国民年金基金連合会より運営管理機関としての業務を受託しています。</p> <p>運営管理業務は、確定拠出年金法上、運用関連運営管理業務と記録関連運営管理業務とに分けられ、それぞれの業務を行う機関は運用関連運営管理機関と記録関連運営管理機関と呼ばれます。</p>
受付金融機関	<p>加入者等からの各種届を受け、国民年金基金連合会へ送付する機関等をいい、主に以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入申出書、移換依頼書、事業主払込に関する証明書等の受付 ・その他各種変更届等の受付 <p>当社は、国民年金基金連合会より受付業務を受託し、受付金融機関としてSBIベネフィット・システムズに再委託しています。</p>
事務委託先金融機関	<p>個人型年金において、国民年金基金連合会より委託を受けて、個人別管理資産の管理に係る事務を行う機関をいい、主に以下の業務を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人別管理資産の管理に関する事務 ・個人別管理資産の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・個人型年金における運営管理機関の給付金裁定に基づく、給付金支給事務
運用商品提供機関	預金、投資信託等の運用商品を提供する機関をいいます。当プランにおいては、大和証券およびあおぞら銀行が運用商品を提供しています。
厚生労働省	<p>厚生労働省の役割は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度全体の監督 ・運営管理機関の登録
日本年金機構	<p>日本年金機構の役割は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認のための情報提供 (国民年金の被保険者資格に関する資料、国民年金の第1号被保険者の納付に関する資料)
企業年金連合会	<p>企業年金連合会の役割は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入資格確認 ・企業年金などの加入者の整合性確認・掛金照合

②個人型年金に加入（掛け金の拠出）ができる方とその拠出額の限度

個人型年金には原則すべての国民年金の被保険者（厚生年金保険被保険者を含む。※）が加入できます。

※ 事業主払込を希望する第2号被保険者が個人型年金に加入するためには、勤務先の事業所が個人型年金を実施する事業所として国民年金基金連合会に登録されている必要があります。

ただし、下記に該当する方は加入できません。

被保険者の種別	加入できない方
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者年金の被保険者 ・国民年金の保険料を免除、半額免除、一部免除、学生納付猶予、若年者納付猶予されている者（ただし、産前産後免除者、障害基礎年金の受給権者や厚生労働省令で定める施設の入所者は除きます）
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人型年金の老齢給付金を受給したことがある方 ・公的年金の老齢年金（特別支給の老齢厚生年金を除く）を受給している方 ・企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出（加入者掛け金拠出）を利用している方、もしくは事業主掛け金を年単位拠出している方

個人型年金の掛け金額は、下記の被保険者種別や企業年金の実施状況によって決まる限度額の範囲で、5,000円以上1,000円単位で任意に設定できます。

被保険者種別または企業年金の実施状況		月額限度額(毎月定額拠出)
第1号加入者		68,000円(※1)
第2号被保険者(共済組合員を含む)の加入者	企業年金など(※2)に加入していない方	23,000円
	企業年金など(※2)に加入している方	20,000円(※3)
第3号加入者		23,000円
その他加入者(任意加入)		68,000円(※1)

※1 国民年金基金に加入している方、または国民年金の付加保険料を納付している方は、それぞれの掛金または保険料とあわせて68,000円が限度となります。

例1) 国民年金基金の加入者で毎月15,000円を納付している方の個人型年金の掛金の限度額は68,000円-15,000円=53,000円となります。

例2) 国民年金の付加保険料を納付している方は、67,000円が個人型年金の掛金の限度額となります。(68,000円-400円=67,000円)掛け金は1,000円単位のため。)

※2 企業年金などとは、企業型確定拠出年金、厚生年金基金、確定給付企業年金および石炭鉱業年金基金をいいます。

※3 個人型年金の掛け金の限度額は、55,000円から企業年金などの事業主掛け金額を控除した金額(上限20,000円)となります。

企業型確定拠出年金に加入している方は、マッチング拠出(加入者掛け金拠出)を利用している場合、個人型年金と並行加入することができません。また企業年金などに加入している方は、区分による掛け金をご選択することができません。

企業年金などの合計が、50,000円を超える場合は個人型年金に加入できません。例えば、企業年金などの合計が50,000円だった場合、個人型年金の拠出限度額は「55,000円-事業主掛け金額および他制度掛け金相当額の合計(55,000円-50,000円=5,000円)」となります。50,000円を超えた場合、下限5,000円を下回るため、個人型年金の拠出が停止します。

③運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法および運用商品の預け替え機会について

当プランにおける運用商品の範囲、情報の提示方法および預け替えの機会は以下のとおりです。

項目	当プラン
運用商品の範囲	元本確保型の運用商品として定期預金、元本変動型の商品として投資信託を複数選定しています。具体的な運用商品は、加入者サイトを参照ください。
運用商品の提示の方法	加入時においては商品説明書の提供、加入者等に対しては主に加入者サイト上で運用商品の情報の提示を行っています。また、当社およびSBIベネフィット・システムズを通じて運用商品の情報の提示を行うことがあります。
運用商品の預け替え機会	原則1日に1回の預け替えの機会を提供しています。SBIベネフィット・システムズの預け替えの機会の詳細につきましては、「第4章(7)個人別管理資産に対する預け替えの流れ」を参照ください。

④給付の種類、受給要件、給付の開始時期および給付の受取方法

個人型年金の加入者等は、以下で説明する給付の種類により積み立てた個人別管理資産を受け取ることができます。なお、加入者等の個人別管理資産は、以下の給付または脱退一時金としての支給以外に引き出すことはできません。当プランにおいて、給付の請求を行う場合にはSBIベネフィット・システムズに対して行っていただきます。

給付の種類	受給要件	受取方法
老齢給付金(※1)	加入者等は、確定拠出年金の加入者等であった通算の年数に応じ(※2)60歳以上75歳未満までの間に給付を請求することで受給することができます。(※3)	5年以上20年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法、一時金として受け取る方法、または年金と一緒に一時金の併用を選択できます。当プランにおける受取方法は、「第4章(9)給付の請求と受取方法」を参照ください。
障害給付金	加入者等が、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級および2級に該当する障害の状態に至った場合、給付を請求することで受給することができます。	5年以上20年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法、一時金として受け取る方法、または年金と一緒に一時金の併用を選択できます。当プランにおける受取方法は、「第4章(9)給付の請求と受取方法」を参照ください。
死亡一時金	加入者等が死亡した場合、その遺族(※4)の方が請求することで受給することができます。	一時金としてのみ受け取ることができます。

※1 障害給付金の受給権者は、老齢給付金としての受給はできません。

※2 確定拠出年金制度における、企業型確定拠出年金および個人型年金における加入者期間と運用指図者期間の合算(ただし、個人型年金に厚生年金基金等の企業年金制度からの移換がある場合は、その加入期間も加算)の年数により受給可能年齢は以下のようになります。

加入期間	請求可能年齢	加入期間	請求可能年齢	加入期間	請求可能年齢	加入期間	請求可能年齢
10年以上	60歳	6年以上	62歳	2年以上	64歳	0ヵ月	65歳以上、かつ、加入日(※)から5年経過した日
8年以上	61歳	4年以上	63歳	1ヵ月以上	65歳		

(※) 加入日が60歳前である場合は、60歳に到達した日

※3 75歳までに老齢給付金の受給の請求を行わなかった場合、積み立てた個人別管理資産は自動的に現金化され、一時金として支給されます。

※4 請求できる遺族の範囲および順位については、確定拠出年金法の定めによります。

⑤中小事業主掛金納付制度

中小事業主に限り、従業員が加入する個人型年金で事業主が加入者掛金に追加して拠出できる制度をいいます。ただし中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主には制約がありますので、個人でご希望されましてもお取扱いが出来ない場合がございます。詳細は国民年金基金連合会 iDeCo 公式サイト (<https://www.ideco-koushiki.jp>) から、「事業主の方へ」へ進んでいただき、『中小事業主掛金納付制度（愛称「iDeCo+」（イデコプラス））の概要と実施までの流れ』に則り事業主による手続きを行ってください。

⑥企業型確定拠出年金の加入者が転職または離職した場合の個人型年金への資産移換について

企業型確定拠出年金の加入者等が転職または離職した場合、新たな勤務先が企業型確定拠出年金の実施されている民間企業であって、その加入者となる場合には個人別管理資産をその企業型確定拠出年金に移換する必要がありますが、それ以外の場合（転職先が企業型確定拠出年金が実施されていない民間企業もしくは共済組合の加入団体の場合や個人事業主または専業主婦となる場合など）は、企業型確定拠出年金で積み立てた個人別管理資産を個人型年金に移換できます。上記以外の場合はケースによって異なりますので、ダイワ年金クラブ・コールセンターまたはSBIペネフィット・システムズコールセンターまでお問い合わせください。

⑦拠出、運用および給付の各段階における税制措置について

個人型年金では拠出、運用および給付の各段階において税制上の優遇措置が講じられています。税制措置の内容は概ね以下の表のとおりです。なお、税制に関しては将来変更される場合があります。税制の詳細に関しましては、最寄りの税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

各段階		内容
拠出時	掛金	全額所得控除の対象となります。
運用時	運用益、利息、配当等	非課税です。
	積立金	特別法人税と法人住民税が課税対象ですが、現在課税は停止されています。(※1)
給付時	老齢給付金	一時金 退職所得として課税されます。(ただし、退職所得控除が適用されます。) 年金 雑所得として課税されます。(ただし、公的年金等控除(公的年金や他の企業年金制度の給付と合算)が適用されます。)
	障害給付金	非課税です。
	死亡一時金	死亡後3年以内に死亡一時金の支給が確定した場合はみなし相続財産として相続税の対象となります。ただし、死亡から3年経過した後は税金の取扱いが異なります。
	脱退一時金	一時所得として課税されます。(ただし、特別控除(年額50万円まで)が適用されます。)

※1 企業年金制度や確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。その延滞利息として年金資産に対して課せられる税金が特別法人税です。年金資産に対して年1.173%（国税1%、地方税0.173%）が課税されることとなっていますが、現在、課税が停止されています。

⑧他制度への移換（当制度から他制度へ異動する場合）について

当ダイワの iDeCo から他制度に資産を移換する場合、以下のパターンがあります。移換については速やかにお客様ご自身でお手続きを行ってください。

移換先	手続き
企業型確定拠出年金	移換先企業型確定拠出年金担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先企業型確定拠出年金より移換手続依頼を行ってください。 企業型に移換して資産を一本化するか、このまま個人型で継続されるかをお選びいただくことが可能となります。
厚生年金基金 確定給付企業年金	移換先制度担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先より移換手続依頼を行ってください。なお、移換しない場合はこのまま個人型で継続されることも可能です。

⑨企業年金制度に加入していた方の個人型年金への資産移換について

個人型年金に加入される前に厚生年金基金および確定給付企業年金に加入していた方、または、企業年金連合会に年金資産をお持ちの方で、一定の要件を満たす方については、個人型年金で加入の申出を行われた際に、それらの年金資産を移換することが可能です。

年金資産の存在する 企業年金制度	個人型年金へ移換するための要件	手続き期限およびご照会先
厚生年金基金 または 確定給付企業年金	<p>以下の要件全てを満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退し、かつ、脱退一時金相当額を受け取っていないこと。 ・厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退してから1年を経過していないこと。 ・移換申出時に個人型年金の加入（掛金を拠出する）手続きを行っていること。 	ご希望される方は期限内にダイワ年金クラブコールセンターまたはSBIベネフィット・システムズコールセンターにご照会ください。
企業年金連合会（※1）	<p>以下の要件全てを満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金、確定給付企業年金の脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換したことがある方。 ・移換申出時に個人型年金プランに加入（掛金を拠出する）手続きを行っていること。 	個人型年金への加入の申出を行ってから3ヵ月以内に所定の手続きを行う必要がありますので、ご希望される方は速やかに企業年金連合会年金サービスセンター（TEL 0570-02-2666）までご照会ください。

※1 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税され、給付時に非課税の取扱いとなっていますが、確定給付企業年金（確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた企業年金連合会を含む）から個人型年金へ脱退一時金相当額または積立金を移換した場合、給付時に課税されることとなります。

⑩加入条件を満たしていない場合の掛け金の払戻処理（還付）について

個人型年金の加入条件を満たしていない等、掛け金が拠出できないときに拠出された場合や、掛け金が拠出限度額を超過した額であった場合、後に該当する期間の掛け金相当額の払戻し（還付）がされることとなっています。還付の有無の確認および指示は国民年金基金連合会によって行われ、還付対象となることが確認された場合は、国民年金基金連合会より委託を受けたSBIベネフィット・システムズが定める日に還付を行い、その際に国民年金基金連合会の事務費を徴収させて頂きます。還付が発生する具体的な例は以下のとおりです。

主な還付理由	還付要件
国民年金保険料未納	<p>個人型年金は、公的年金（国民年金）に上乗せされる年金制度であり、国民年金の第1号被保険者の方が掛け金の拠出（掛け金の引落し）をするためには、国民年金保険料の納付をしていくことが必須条件となっております。（確定拠出年金法第68条）</p> <p>そのため、国民年金保険料が未納となっている月に該当する掛け金は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛け金相当額の払戻し）が行われます。（※1）</p>
加入資格なし	<p>個人型年金では、右記の事由に該当する場合は、掛け金を拠出することが出来ません。右記に該当する方は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛け金相当額の払戻し）が行われます。</p> <p>国民年金の被保険者でなくなった方 国民年金保険料の全額免除または一部免除等、学生納付特例、納付猶予の方 農業者年金の被保険者の方 個人型年金の老齢給付金の受給権を有する方</p>

主な還付理由	還付要件
拠出限度額オーバー	国民年金の第1号被保険者および任意加入被保険者の方の個人型年金の掛金は、国民年金の付加保険料、または国民年金基金の掛金を含め68,000円が上限額となっております。上限額を超えた月の掛金は、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。（※2）
遡及喪失	変更月以降に加入者資格喪失手続きをされた場合は、月日を遡って個人型年金加入者資格喪失手続きが行われます。個人型年金加入者資格喪失日以降に拠出された掛金につきましては、国民年金基金連合会の指示により還付（掛金相当額の払戻し）が行われます。（※3）

※1 ◆国民年金保険料の未納月分に該当する月分の掛金額は拠出できません。

◆還付の有無の確認は、毎年3月に「前々年12月分（前年1月納付期限分）～前年11月分（前年12月納付期限分）までの国民年金保険料の納付状況」と「前々年12月分（前年1月納付）～前年11月分（前年12月納付）までの個人型年金掛金の拠出状況」を照合することにより判定しています。

◆還付対象月および還付額は、次の通りです。

（イ）掛金を毎月拠出した場合

 還付対象月：国民年金保険料の未納月

 還付額：還付対象月に拠出した掛金額全額

（ロ）区分による掛金を（複数月分）拠出した場合

 還付対象月：国民年金保険料の未納月

 還付額：（拠出区分の掛金額）－（拠出区分内の国民年金保険料納付月数×1ヶ月当たりの拠出限度額+前拠出区分からの繰越限度額）

★（ロ）の場合、掛金額が少額で拠出限度額を使い切らない場合は、国民年金保険料の未納月があっても還付が発生しない場合もあります。ただし未納月分は通算拠出期間の減算が行われます。

※2 区分による掛金（毎月の掛金ではない複数月掛金）については、法令上の掛金上限額と実際の区分ごとの掛金設定額を勘案し限度額超過部分を計算して得られたものが還付払戻し対象となります。

※3 区分による掛金（毎月の掛金ではない複数月掛金）については、当該区分による掛金全額が還付払戻し対象となります。

⑪運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応

運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応は以下のとおりです。

機関	破綻時の対応	
運営管理機関	破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい運営管理機関に引き継ぐことになりますので、運用商品が変わることになります。	
事務委託先金融機関	破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい事務委託先金融機関に引き継ぐことになりますので、運用商品が変わることになります。	
商品提供機関	預金	預金保険機構によって1人あたり1金融機関について（個人別管理資産の他に当該金融機関に預金がある場合は合算で）1千万円およびそれまでの利息について保護されます。
	投資信託	運用商品は信託銀行で分別して管理・保全されています。

⑫国民年金基金連合会、運営管理機関および資産管理機関の行為準則の内容

i) 国民年金基金連合会

国民年金基金連合会の行為準則の概要は以下のとおりです。（確定拠出年金法第43条、確定拠出年金法施行規則第60条より抜粋し、当社が要約）

忠実義務	法令等や個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
個人情報の保護	個人型年金の実施に係る業務に関し、個人型年金加入者等の個人の情報を保管または使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管および使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りではない。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。 ・自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託にかかる契約を締結すること。 ・運営管理業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。

禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理業務を委託した運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うことまたは行わないことを勧めさせること。 ・個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うことまたは行わないことを勧めること。 ・個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会または個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。 ・個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、またはその指定を変更することを勧めること。
------	---

ii) 運営管理機関

運営管理機関の行為準則の概要は以下のとおりです。(確定拠出年金法第99条、第100条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条より抜粋し、当社が要約)

忠実義務	法令に基づいてする主務大臣の処分および運営管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない
個人情報の保護	企業型確定拠出年金または個人型年金の実施に係る業務に関し、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の個人に関する情報を保管したまは使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管しおよび使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りでない
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の損失の全部または一部を負担することを約すること。 ・運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。 ・運用関連業務に關し生じた企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の損失の全部もしくは一部を補てんしたまは当該業務に關し生じた企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の利益に追加するため、当該加入者等または第三者に対し、財産上の利益を提供したまは第三者をして提供されること。(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く。) ・運営管理契約の締結について勧誘をするに際しまたはその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なことについて、故意に事実を告げずまたは不実のことを行ふこと。 ・自己または企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。 ・企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること。 ・運用の方法に係る商品の販売もしくはその代理もしくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。 ・企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。 ・企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に關し、不実のことを行ふこと、もしくは利益が生じることまたは損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。 ・企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。 ・企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げまたは表示すること。 ・企業型確定拠出年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関を選択できる場合において、その選択について企業型確定拠出年金加入者等を勧誘するに際しまたは選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型確定拠出年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げずまたは不実のことを行ふこと。

禁止行為	<ul style="list-style-type: none">運営管理機関の指定または指定の変更について個人型年金加入者等を勧誘するに際しましたは確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げずまたは不実のことを告げること。
------	---

iii) 資産管理機関(個人型年金における事務委託先金融機関を含む)

資産管理機関の行為準則をまとめると以下のとおりです。(確定拠出年金法第44条より抜粋し、当社が要約)

忠実義務	法令および資産管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金または個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
------	--

第2章 金融商品の仕組みと特徴

当プランに組み入れられている運用商品の仕組みと特徴は以下のとおりです。組入れ運用商品の内容および運用実績等の詳細は当社 Web サイト上で確認できますので、当プランのご利用の前に必ずご覧ください。

(1) 預貯金

性格または特徴	一定の金額を一定の期間預けると、あらかじめ決められた金利で運用され、満期時に元本と利息が支払われます。安全に運用したい場合に向いています。
種類	銀行等で取り扱われる定期預金
期待できるリターン	利息
考えられる主なリスク	取扱金融機関の信用リスク、インフレリスク
時価等に影響を与える要因等	—
その他	定期性の預貯金を途中解約する場合は預け入れ時に提示された満期までの金利より低い金利が適用されるまたは手数料がかかることがあります。

(2) 投資信託

性格または特徴	多数の投資家から集めた資金を一つにまとめ、投資信託委託会社が株式、債券等で運用を行う商品です。小額の資金でも分散投資が可能なことに加え、専門家が運用を行うため、投資の経験が少ない人でも利用しやすいという特徴があります。
種類	株式投資信託、公社債投資信託等
期待できるリターン	売却益または償還差益、収益分配金
考えられる主なリスク	価格変動リスク、為替リスク
時価等に影響を与える要因等	組み入れられている個々の株式や債券等の値動きや、投資信託が投資している有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、為替の変動により、投資信託の基準価額は変動します。
その他	解約の制限または途中解約時に信託財産留保額等がかかる場合があります。また、分配金および元本が保証された商品ではありません。

第3章 資産の運用の基礎知識

(1) 資産の運用を行うに当たっての留意点

加入者等の方が個人型年金において資産の運用を行うに当たって、運用商品ごとのリターンとリスクの両面を十分理解し、且つ許容可能なリスクをもとに運用商品の選択をしていただくことが必要となります。

運用関連運営管理機関は、確定拠出年金法の定めに則り、提示した運用方法についての利益の見込みおよび損失の可能性、加入者等が運用指図を行うために必要な情報を提供することとなっておりますので、加入者等の方は、これらの運用関連運営管理機関から提供される情報に基づき、提示される金融商品の仕組み、特徴およびリスク等を十分に認識の上運用を行ってください。

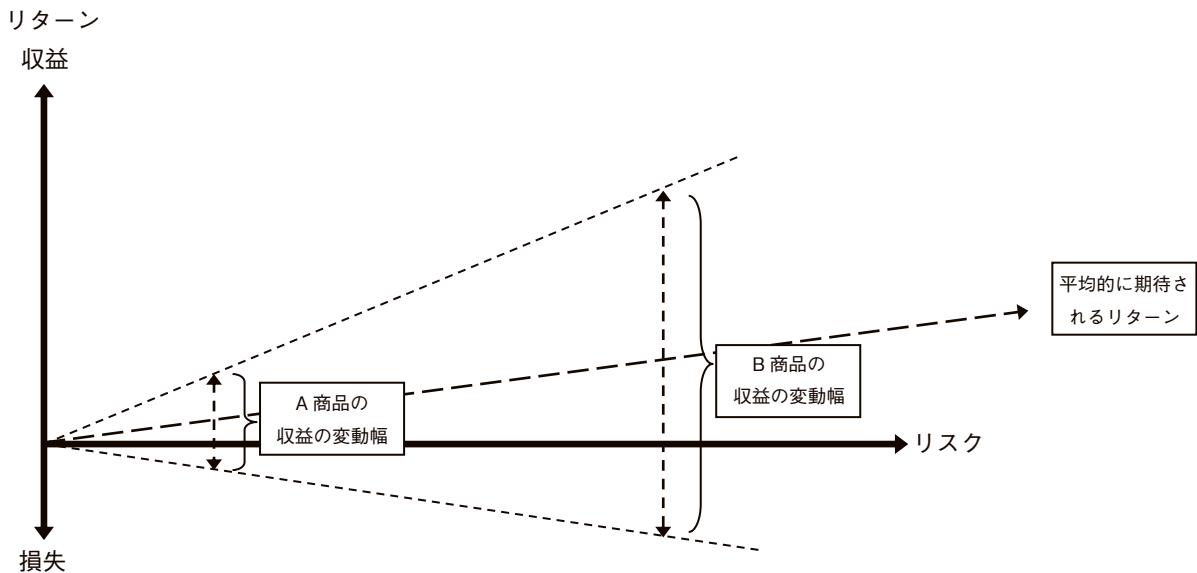
(2) リスクの種類と内容

一般的に金融商品には概ね以下のようなリスクが存在し、運用商品ごとにこれらのうちのどのリスクがあるかを理解の上選択することが必要となります。

リスク	内容
価格変動リスク	金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、金融・経済情勢、企業業績、これらに関する外部評価の変化、景気など様々な要因により価値(価格)が変動します。これらの変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
信用リスク	元本の保証がある場合には保証している主体、株式・債券などは発行している主体の信用力の低下、これらに関する外部評価の変化や倒産等の理由により、購入した金融商品の利息、元本、価値(価格)等が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	購入した金融商品を解約または売却ができない条件が付されているまたは取引市場における取引が希薄または存在しないなどの理由で、金融商品を取引したいタイミングで取引できない可能性があります。
金利変動リスク	金利が変動することにより、金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、当初購入した金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
インフレリスク	物価の上昇により、実質的な資産価値が減少する可能性があります。
為替リスク	外貨建の金融商品または外貨建の資産が組み入れられている金融商品など、外国為替相場の変動により、円換算した金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
カントリーリスク	外国の株式や債券等またはこれらの金融商品を組み入れた金融商品など、投資先の国の政治・経済情勢の変化により金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。
その他各商品固有のリスク	その他、商品毎に特有のリスクがある場合があります。これらのリスクに関しては運営管理機関が提供する商品説明資料等をご確認ください。

(3) リスクとリターンの関係

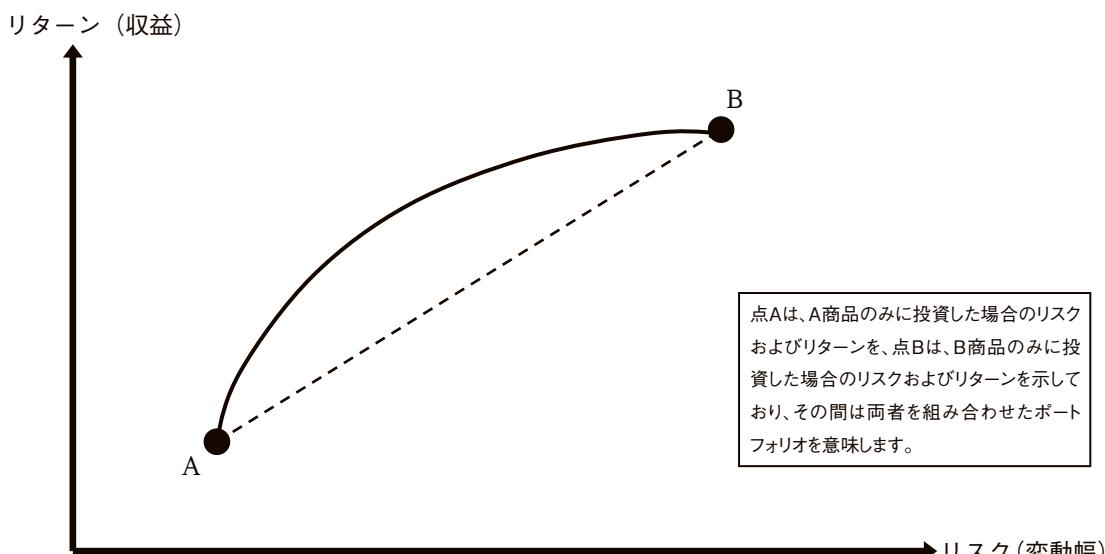
年金資産等の金融資産の運用において、通常、投資した結果の期待される収益（損失の場合もあります。）のことを期待リターンといい、一方、期待されるリターンの不確実性（変動幅の大きさ）のことをリスクといいます。一般に、リスクが大きい（つまりリターンの変動幅が大きい）金融商品の場合には、大きな収益を期待できる一方、大きな損失を被る可能性も大きくなります。



上記の図において、A商品とB商品を比較した場合、A商品は期待リターンの変動幅が小さく、B商品は期待リターンの変動幅が大きい商品となっています。期待リターンの小さいA商品は大きなマイナスの可能性も低くなりますが、期待されるリターンも小さくなります（ローリスク・ローリターン）。また、高いリターンを期待できるB商品は、それだけリスクが大きく、大きなマイナスのリターンになる可能性も大きくなります（ハイリスク・ハイリターン）。

(4) 分散投資の考え方とその効果

現代ポートフォリオ理論（※1）では、複数の種類の金融商品に投資したポートフォリオ（※2）において、全体の期待リターンは各々の個別の金融商品のリターンを加重平均することで求められますが、全体のリスクに関しては加重平均では求められないと言われています。単純なモデルとして、価格の変動が完全には連動しない（相関しない、つまり相関係数が1ではないともいいます。）2つの異なる種類のA商品とB商品のみで構成されるポートフォリオの例をとれば、A商品とB商品の組み合わせ比率を変化させた場合のリスクおよびリターンの関係は、下図のAとBを結んだ実線の曲線のような形状になることが知られています。



このように、ポートフォリオの組み合わせ比率に応じたリスクおよびリターンの関係が、AとBを結んだ直線（上記の図の点線）で表される関係とならずに、上記のような曲線となるのは、A商品とB商品が完全に相関していないために、単一の商品のみで運用する場合よりも、リスクに対してリターンが比較的大きい、もしくはリターンに対してリスクが比較的小さいことを意味します。わかり易く言えば、一つの商品のみを保有しているために、その商品価格の暴落によるリスクが100%及ぶことがない、ということであり、これが分散投資の効果となります。つまり、運用する商品の種類を増加させ、より多数の商品によるポートフォリオを構築することにより、より安定した資産運用ができます。

※1 現代ポートフォリオ理論とは、1990年にノーベル経済学賞を受賞したマーコウイツツ（H. Markowitz）により提唱された、ポートフォリオのリターンとリスクとの関係を定式化（平均一分散アプローチ）することによってポートフォリオの構築を明示的に計量化する理論体系のことといいます。

※2 投資家が保有している株式や債券等の金融資産の集合体のことをいいます。

(5) 長期運用の考え方

投資信託等の金融商品は日々価格が変動しており、短期的には元本を下回ることもあります。しかし、一般的には、長期的に見ると価格はなだらかに上昇し、高いリターンを得ることができると言われています。また、特定の商品を、毎月一定金額で購入しながら積み立てると、単価が低いときには比較的購入数量が大きくなり、逆に単価が高いときには比較的購入数量が小さくなるために、商品の平均購入単価が下がり、運用益が得やすい傾向になるという、ドルコスト平均法と呼ばれる長期の積立における傾向を運用に生かす手法もあります（※1）。年金資産の運用においては、短期的な値動きに一喜一憂することなく、長い目で運用の成果を見ていくという姿勢も大切です。

※1 いずれも今後、同様の運用結果となることを約束するものではありません。

第4章 ダイワのiDeCoの利用に関する事項

(1) 諸経費(2022年5月現在・税込)

当プランにおいて必要となる諸経費は以下のとおりです。

支払先	一時費用(初期手数料)			月当たり費用		発生の都度課金する費用		
	当プランへ 加入申出する方 移換をする方(※1) 運営管理機関の変更をする方(※1)			加入者 (掛金を拠出 される方)	運用指図者	給付を 受ける方	還付を 受ける方 (※4)	他の確定拠出年金 へ移換をする方 運営管理機関の変 更をする方
	加入時 手数料	移換時 手数料	運営管理機関 変更時手数料	口座管理 手数料等	口座管理 手数料等	給付事務 手数料等	還付事務 手数料等	移換時手数料 運営管理機関 変更時手数料
国民年金基金連合会	2,829円		—	月額 105円 (※2)	—	—	1回の還付 につき 1,048円	—
事務委託先金融機関 (日本カストディ銀行)	—	—	—	月額66円		1回の振込 につき 440円	1回の還付 につき 440円	—
運営管理機関 (大和証券)	無料			無料		—	無料	4,400円
合計額	2,829円		無料	月額 171円	月額 66円	1回の振込 につき 440円	1回の還付 につき 1,488円	4,400円
徴収方法	加入者の資 格取得後に 初回の掛金 より控除。	企業型確定拠 出年金、厚生 年金基金、確 定給付企業年 金等からの移 換時に個人別 管理資産より 控除。	—	毎月の掛金 より控除。 (※3)	個人別管理 資産より控 除。(※3)	給付の都度、 給付金より 控除。	還付の都度、 還付金より 控除。(※5)	個人別管理 資産より控 除。(※6)

※1 移換元となる前運営管理機関等で別途手数料が徴収される場合があります。詳しくは前運営管理機関へご照会ください。

※2 上記の国民年金基金連合会の月当たり費用に関しては、掛金がない月には徴収されません。ただし毎月拠出で初回だけ2ヶ月分引落の方は2回分の￥210が課金されます。

※3 事務委託先金融機関の手数料は、掛金の拠出がなかった加入者および運用指図者もその対象となります。

① 徴収方法

当該手数料は、個人別管理資産から手数料相当額を毎月控除することにより徴収します。ただし、掛金以外からの手数料の徴収は個人別管理資産の売却により、前日の評価額にて手数料に相当する各保有商品の保有比率に応じた売却口数を決定の上、当該各商品・各口数の売却代金の合計額が充当されます。なお、個人別管理資産が手数料相当額に満たない場合等、手数料課金はこの個人別管理資産の売却代金による充当を以って完了することとし、過不足調整のための売却および買戻しは行いません。また、手数料相当額を控除すべき個人別管理資産が預け替えにより確定していない場合は、預け替え終了後の個人別管理資産より控除することにより徴収します。

② 個人別管理資産の売却方法

以下の算式によって算出された数量を売却いたします。なお、売却日は引落月 26 日(銀行休業日の場合は、その翌営業日)より 13 営業日以降となります。また、売却結果と手数料額に差異が生じた場合であっても加入者への追徴、返還は行わず手数料の精算は終了するものとします。

$$(A / B) \times C$$

A … 手数料額

B … 売却可能な各運用商品の売却日前日における評価額の合計

C … 売却可能な各運用商品の売却日前日における残高数量

※4 還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還(払戻し)することをいいます。詳細は、第1章(2)⑩「加入条件を満たしていない場合の掛金の払戻処理(還付)について」を参照ください。

※5 手数料は、国民年金基金連合会、事務委託先金融機関の順に充当し、売却結果と手数料額に差異が生じた場合であっても加入者への追徴、返還は行わず手数料の精算は終了するものとします。

※6 個人別管理資産が移換時手数料または運営管理機関変更時手数料の金額に満たない場合は、個人別管理資産額全額を運営管理手数料として充当し、手数料精算は終了するものとします。

【その他特記事項】

- ※ 移換をする方とは、企業型確定拠出年金や企業年金から年金資産を持ち運び(移換)する方のことをいいます。
- ※ 運営管理機関の変更をする方とは、個人型確定拠出年金の運営管理機関を他の金融機関から大和証券へ変更する方および大和証券の旧プラン(2017年3月31日以前)から新プラン(2017年4月1日以降)へ変更する方のことをいいます。
- ※ 加入者とは、確定拠出年金制度に加入(掛金を拠出すること)し、運用指図を行っている者のことをいいます。
- ※ 運用指図者とは、確定拠出年金制度にて新規に掛金を拠出することなく、現在ある個人別管理資産の運用指図のみ行うことができる者のことをいいます。
- ※ 上記の手数料体系は今後変更される可能性があります。また、上記の手数料には信託報酬等の各運用商品に係る手数料は含まれておりません。

(2) ダイワの i D e C o の利用の申込方法

当プランの利用を開始する際には、以下の手続きを行う必要があります。本表で「受付金融機関」とあるのは、SBIベネフィット・システムズのことです。

ケース	提出書類	提出書類の締切日等
新規に掛金を拠出する場合	「個人型年金加入申出書」にご記入いただき、受付金融機関を経由して国民年金基金連合会に提出し、加入資格の確認を行うことで、加入者として当プランが利用可能となります。	「個人型年金加入申出書」の受付金融機関における締切日は毎月14日(必着。休日の場合は前営業日)です。当月14日までに「個人型年金加入申出書」を提出した場合、当月分の掛金として翌月26日(休日の場合は翌営業日)にお客様の掛金引落口座より初回の掛金が引き落とされます。(※1) (※2) また、区分による掛け金(毎月定額拠出ではなく年1回以上、任意に決めた月にまとめて)拠出することを希望される場合は以下(※3)をご参照ください。
企業型確定拠出年金から個人別管理資産を移換する場合	「個人別管理資産移換依頼書」にご記入いただき、受付金融機関を経由して国民年金基金連合会に提出し、個人別管理資産の移換の指示を得ることで当プランが利用可能となります。	「個人別管理資産移換依頼書」の受付金融機関における締切日は毎週金曜日(必着。休日の場合は前営業日)です。受付金融機関は金曜日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」を翌週初に国民年金基金連合会に送付します。「個人別管理資産移換依頼書」の提出により企業型確定拠出年金から当プランに個人別管理資産が移換されるまでの期間は通常1ヶ月~2ヶ月かかります。
個人型年金プランの運営管理機関を当社に変更する場合	「加入者等運営管理機関変更届」にご記入いただき、受付金融機関を経由して国民年金基金連合会に提出し、当社への運営管理機関変更指示がされることで当プランが利用可能となります。	「加入者等運営管理機関変更届」の受付金融機関における締切日は毎月14日(必着。休日の場合は前営業日)です。 加入者の方が当月14日までに「加入者等運営管理機関変更届」を提出した場合、当月分の掛け金として翌月26日(休日の場合は前営業日)にお客様の掛け金引落口座より当プランの初回の掛け金が引き落とされます。 (※1) (※2) 手続完了までに1~3ヶ月かかります。

※1 加入申出者が加入者となる日は、受付金融機関で「個人型年金加入申出書」を受け付けた日となります。したがって、毎月14日の受付金融機関における締切日を過ぎ、その月末までに受け付けされた「個人型年金加入申出書」は翌月に処理され、翌々月の26日の掛け金引落日に2ヶ月分の掛け金がまとめて引き落とされます。例えば、受付金融機関において1月25日に受け付けられた「個人型年金加入申出書」の加入申出者は、1月分および2月分の掛け金がまとめて3月26日に引き落とされます。なお、国民年金基金連合会の締切スケジュールによっては、締切が14日より早まる月もあります。

※2 信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、商工組合中央金庫、外国銀行、一部のネット専用銀行(大和ネクスト銀行、セブン銀行など)は、国民年金基金連合会との間で、口座振替契約を行っていないもしくは契約を終了しているため、掛け金引落金融機関に指定することができません。(前記の金融機関以外でも、国民年金基金連合会との間で口座振替契約を締結していない等の理由により、お取扱いできない場合があります)。

※3 【手続き】

- ◆掛金を区分単位で拠出したい場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」を弊社コールセンターへご請求いただき、事前に拠出の年間計画〔当年の掛金額〕および〔翌年以降の掛金額〕を設定していただく必要があります。
- ◆企業年金などに加入している場合は、区分単位拠出は利用できません。
- ◆「加入者月別掛金額登録・変更届」は、掛金の変更申請をする翌月分(翌々月納付)以降の掛金について設定していただくものであり、過去に遡った期間については、申請できません。
- ◆お客様より受けた「加入者月別掛金額登録・変更届」が、区分による掛金引落時期における国民年金基金連合会期日への書類提出期日に間に合わない場合やご希望の登録・変更いただけない場合などの際、お申出書類は一旦返却させて頂き再提出扱いとなる手続きとなることがありますのでご了承ください。
- ◆毎月定額の掛金を拠出する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」のご提出は不要です。

【拠出期間の考え方】

- ◆12ヶ月分の掛金から翌年11月分までの掛金(実際の納付月は1月～12月)の拠出期間を1年とし、この1年を単位として考えます。
- ◆この1年(12ヶ月)を加入者の方が任意に区分し、年間の拠出月(年1回以上の拠出が必要)を決めていただきます(この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます)。

◆上記【手続き】で説明しました年間計画において、11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。

【掛金限度額について】

- ◆拠出区分の月数に1ヶ月あたりの限度額(種別等により異なります)を乗じた額が、当該拠出区分の拠出限度額となります。
- ◆当該拠出区分の掛金額が限度額より少額であった場合、その差額は、上記【拠出期間の考え方】で示した1年内における次回以降の拠出区分の拠出額に繰り越して拠出することが可能です。(設定例: ポイント①参照)

【掛金額について】

- ◆拠出区分の掛金額は、「5,000円×拠出区分の月数」の金額以上、当該拠出区分の拠出限度額以下で、1,000円単位となります。

【掛金引落日】

- ◆各拠出区分の最後の月の翌月26日が納付日となります。引落日以外に掛金の追納はできません。

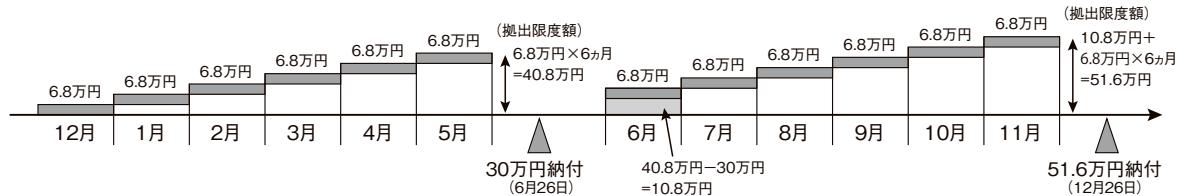
【掛金額および拠出区分の変更】

- ◆上記【拠出期間の考え方】で提示した1年の単位の中で、1回のみ掛金額および拠出区分の変更が可能です。

(注)種別変更等の限度額変更に伴う掛金額や拠出区分の変更は、変更回数には含まれません。

(区分単位の設定例) 第1号被保険者の個人型年金の拠出限度額(月6.8万円)

- ・拠出限度額: 月額6.8万円
- ・拠出区分: 12月分～5月分、6月分～11月分(1年間を2期間に区分)
- ・納付月(掛金引落し月): 6月・12月(年2回納付)
- ・拠出限度額: 12月分～5月分 ⇒ 6.8万円 × 6ヶ月 = 40.8万円
6月分～11月分 ⇒ 6.8万円 × 6ヶ月 = 40.8万円
- ・実際の拠出額: 12月分～5月分 ⇒ 30万円(限度額枠: 10.8万円余り)
6月分～11月分 ⇒ 51.6万円(1年内の前拠出区分の余りを活用)



◆ポイント

- ① 設定期例では、(12月分掛金～5月分掛金)の限度額の枠が10.8万円余っているため、次拠出区分(6月分掛金～11月分掛金)の限度額に10.8万円上乗せできます(翌年には繰り越せません)。
- ② 拠出区分は、1区分(年1回)～12区分(毎月)まで、任意に決めていただけます。
- ③ 拠出区分ごとに掛金額が同一である必要はありません。
- ④ 11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定する必要があります。

◆留意事項

- ① 11月に加入申出を行う場合は、掛金を区分単位で拠出することはできません。
- ② 年間計画を作成する際には、11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。
- ③ 拠出区分の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分以降の掛金が拠出できなくなります。
- ④ 第2号加入者の方で、掛金の納付方法を給与天引(事業主払込)にされている方の場合、事業主の給与事務等の関係で給与天引対応ができない場合も考えられます。年単位拠出への変更を希望される場合は、事業主に対応が可能か事前に相談してください。事業主の対応が難しい場合は、掛金の納付方法を個人払込に変更していただくことで、年単位拠出が可能です。なお、掛金の納付方法が事業主払込で年単位拠出される場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」の控え(コピー)を事業主に提出してください。
- ⑤ 年単位拠出されている方が、掛金額や拠出区分の変更をする際には、拠出のスケジュール等をよくご確認のうえご対応ください。

※4 ただし、「個人別管理資産移換依頼書」を「個人型年金加入申出書」と同時に提出する場合、受付金融機関における締切日は毎月14日(受付金融機関必着。休日の場合は前営業日)とさせていただきます。受付金融機関は、当月14日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」および「個人型年金加入申出書」をとりまとめて国民年金基金連合会に送付します。

前記のいずれかの手続きが完了することで、当プランが利用可能となります。手続き終了後に、SBIベネフィット・システムズより加入者サイト上で運用指図を行うためのIDとパスワードなどが記載された書類をお送りいたします。

IDとパスワードの記載書類が届きましたら、ただちに加入者サイトにログインの上、お客様への連絡用のメールアドレスの登録をしてください。

(3) 事業主払込を希望する第2号被保険者の勤務先の事業所登録

個人型年金の加入者のうち、掛金の事業主払込を希望する第2号被保険者については勤務先が国民年金基金連合会に厚生年金保険の適用事務所として登録されている必要があります。このため、掛金の事業主払込を希望する第2号被保険者が、加入後に勤務先を変更して加入を継続する場合は、国民年金基金連合会の情報を変更する必要があります。また、勤務先の事業所登録申請が完了後、登録事業所番号が国民年金基金連合会より勤務先へ通知されます。事業所登録申請時・申請後において事業主にご負担いただく費用はございません。

(4) 運用指図の方法

掛金、移換金および当プランにおける年金資産の運用指図の方法は以下のとおりです。

対象	内容	運用指図の方法
掛金	毎月の掛金	毎月の掛金に対する運用商品の配分を指定します。
	区分による掛金	区分による掛金に対する運用商品の配分を指定します。
運用商品の預け替え	加入者等が保有している運用商品の売却および購入の指示を行います。	
指定運用方法		法令により運用商品の設定を行わなかった場合、指定運用方法を定めているプランの場合は一定期間経過した後、予め運営管理機関が定めた商品を購入します。一方指定運用方法を定めないプランの場合は、運用商品の設定を行うままで「現金」で資金が滞留します。当プランは運用商品の指定運用方法を定めないプランとなっておりますが、お申込み時にご返送いただく配分設定申込書(掛金、移換金)のご提出を必須とさせて頂いておりますので、「現金」で資金が滞留することは原則としてございません。(配分設定申込書が未提出の場合は書類不備となりますのでご注意ください。)

(5) 掛金拠出から運用商品購入までの流れ

掛金の拠出により、以下のような流れで運用商品の購入を行います。

- ① 当月分(毎月拠出)または区分による掛金は引落月26日(休日の場合は翌営業日。以下「掛金引落日」といいます。)に、加入者が指定した銀行等の口座から掛金が引落とされます。(※1)(※3)

- ② 引落とされた掛金に対する運用指図は、事前に加入者サイトで設定された配分割合で行われます。掛金に対する運用指図内容を変更する場合は、掛金引落日の12営業日後の前日までに加入者サイトにて行う必要があります。例えば下表(※2)において、6/26に引落とされた掛金に対する運用指図方法を変更する期限は7/11となります。

- ③ 掛金引落日の13営業日後に商品購入指図を行います。例えば下表(※2)において、6/26に引落しされた掛金での運用指図の購入指図は7/13となります。

- ④ 購入結果の加入者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

※1 掛金引落日の具体例は以下のとおりとなります。

毎月の掛金の場合	対象月	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分
	掛金引落日	1/26	2/26	3/26	4/26	5/26	6/26	7/26	8/26	9/26	10/26	11/26	12/26
区分による掛金の場合 (例:3ヵ月毎)	対象月	12月分~2月分			3月分~5月分			6月分~8月分			9月分~11月分		
	掛金引落日	3/26			6/26			9/26			12/26		

※2 掛金による商品購入スケジュール(購入指図の4営業日後受渡の商品の場合)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
6/24	6/25	6/26 掛金引落日	6/27	6/28	6/29	6/30
7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7
7/8	7/9	7/10	7/11 掛金の運用指図方法 変更期限	7/12 拠出日	7/13 商品購入指図日	7/14
7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20 購入商品受渡日	7/21 加入者サイト反映

※3 掛金引落日に残高不足や預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の不備等により掛金を引落とすことが出来なかった場合、掛金引落日に対応する月または区分による個人型年金への掛け金はなかったものとみなされます。

なお、事業主払込の振込を選択した共済組合の事業所は、給与支給日に国民年金基金連合会が定める指定口座に振込みます。この場合掛け金は、通常の1ヵ月遅れで収納する場合があります。詳しくは勤務先の事業所へお問い合わせください。

(6) 移換金入金に対する運用商品購入の流れ

前制度からの移換金の入金により、以下のような流れで運用商品の購入を行います。

- ① 移換金に対する運用指図は、事前に加入者サイトで設定された配分割合で行われます。移換金に対する運用指図を変更する場合は、加入者サイトに表示されている移換金入金日前日までに行う必要があります。
- ② 移換金入金日の翌営業日に商品購入指図を行います。
- ③ 購入結果の加入者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日・受渡日が異なりますのでご注意ください。

* 移換金配分設定画面は常時入力が可能となっておりますが、移換金のある方のみが移換金入金後、配分設定に基づいて運用指図が行われます。

(7) 個人別管理資産に対する預け替えの流れ

個人別管理資産に対する預け替えは、以下のような流れで行います。当プランにおいては、毎日預け替えの申込み機会を提供しています。

- ① 個人別管理資産に対する預け替えを行う場合は、加入者サイト(※1)にて運用指図の申込みを行う必要があります。加入者サイトの利用時間は、巻末「お問合せ」をご参照ください。
- ② 商品預け替えを受け付けた翌営業日に指定した商品の売却指図を行います。売却結果の加入者サイトへの反映は、売却商品の受渡日翌日に行われます。
- ③ 売却商品の受渡日当日に売却代金をもって預け替え後の商品の購入指図を行います。購入結果の加入者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

*1 SBIベネフィット・システムズのコールセンターを通じて運用指図の申込みを行うこともできます。(ただし、SBIベネフィット・システムズの営業日である場合に限ります。)

なお、以下の例のように商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

預け替えスケジュール例(売却指図の3営業日後受渡の商品から、購入指図の3営業日後の受渡の商品に預け替える場合)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1週目				預け替えの申込み	売却指図日	-----►
2週目	-----►		売却商品受渡日 購入指図日			-----►
3週目	購入商品受渡日 加入者サイト反映					

(8) 届出が必要な場合

以下のような場合は、SBIベネフィット・システムズに各種届出等の提出いただく必要があります。必要な提出書類については加入者サイトの「手続き書類の請求」画面をご参照ください。

- ・掛金の変更（年1回のみ可能）
　国民年金基金の加入や資格喪失、国民年金の付加保険料の納付開始または終了に伴うものも含みます。
- ・運用指図者の掛金積立開始
- ・住所、氏名の変更
- ・年金制度の変更
- ・国民年金保険料の免除または免除解除
- ・掛金引落口座の変更
- ・小規模企業共済等掛金払込証明書や個人型年金加入確認通知書の再発行 など

また、加入者の方は、以下の場合には、SBIベネフィット・システムズに所定の書類を提出ください。

(9) 給付の請求と受取方法

当プランにおける給付の請求に関する書類および給付金の受取方法は、以下のとおりです。給付の請求は、SBIベネフィット・システムズへご照会ください。なお、老齢給付金については、受給する権利が発生したときに、SBIベネフィット・システムズからその旨のご連絡を差し上げ、受給権取得に関するご案内をお送りします。

給付の種類	受取方法	
老齢給付金	分割年金（※1）として5年、10年、15年、20年のいずれかの期間で受け取るか、一時金として一括で受け取るか（※6）、これらを併用して一定割合を一時金、残りを年金で受け取るか、裁定請求時に選択します。	
障害給付金	分割年金（※1）として5年、10年、15年、20年のいずれかの期間で受け取るか、一時金として一括で受け取るか（※6）、これらを併用して一定割合を一時金、残りを年金で受け取るか、給付時に選択します。	
死亡一時金	一時金でのお受け取りとなります。ただし、死亡されてから5年間ご請求がない場合は死亡一時金としてのお受け取りはできなくなります。（相続財産としてのお取扱いとなります。）	
脱退一時金	加入資格を喪失する日によって取扱は以下のように異なり、該当する要件をすべて満たす場合、一時金での受取が可能になります。	脱退一時金の受取が可能である要件
	2017年1月1日以降	<ul style="list-style-type: none">①60歳未満であること②企業型確定拠出年金の加入者でないこと③個人型年金に加入できない者であること（※2）④日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと⑤障害給付金の受給権者でないこと⑥通算拠出期間が5年以下（※3）または個人別管理資産の額が25万円以下であること（※4）⑦最後に個人型年金加入者または企業型確定拠出年金加入者の資格を喪失した日から起算して2年を経過していないこと
	2016年12月31日以前	<p>2016年12月31日以前においては個人型年金に加入できる方（加入資格がある方）の場合（※5）</p> <ul style="list-style-type: none">①継続個人型年金運用指図者であること（ただし、申出時から継続して個人型年金の加入資格がある者に限る）

脱退一時金	2016年12月31日以前	<p>〔継続個人型年金運用指図者：企業型確定拠出年金加入者の資格喪失後、企業型確定拠出年金運用指図者または個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者〕</p> <p>②確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと</p> <p>③通算拠出期間が3年以下（※3）または個人別管理資産の額が25万円以下であること</p> <p>④継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること</p> <p>⑤企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと</p>
-------	---------------	---

※1 分割年金とは、裁判請求時に加入者等が選択した受給期間に応じて、個人別管理資産から一定割合数量を取崩しながら年金として受け取る方法（分割年金の年間支給回数は、1回・2回・4回・6回の中から何れかをご選択いただきます。）をいいます。年金として受給中も引き続き個人別管理資産に対する運用は行われますので、個人別管理資産の運用状況によって、都度、受取額が変動する場合があります。このため、個人別管理資産に対する運用状況が悪化した場合、想定した受取額を割込む場合があります。また、分割年金として受け取る場合、受給期間中においても事務委託先金融機関手数料をお支払いいただく必要があります。

- ・取崩し（一定割合）とは、例えば「期間5年、年2回支給」の場合、総支給回数を10回としたとき、1回目支給時は全体数量の1/10を取崩し、2回目支給時は全体数量の1/9、3回目支給時は全体数量の1/8…と取崩します。なお、複数商品を保有している場合は全体保有商品に対する持分毎の比率に応じて取崩す数量按分方式（注1）で取崩します。

- ・受取金額は、上記取崩し時の各商品の保有残高、および取崩し時の解約価額等で決定された金額によって計算されます。

- ・年金受取タイミングは以下のとおりとなります。

- ◆年間支給回数1回を選択された場合…裁定完了日の属する月の翌月から起算して13ヵ月目に初回給付（以降12ヵ月毎にお受取）

- ◆年間支給回数2回を選択された場合…裁定完了日の属する月の翌月から起算して7ヵ月目に初回給付（以降6ヵ月毎にお受取）

- ◆年間支給回数4回を選択された場合…裁定完了日の属する月の翌月から起算して4ヵ月目に初回給付（以降3ヵ月毎にお受取）

- ◆年間支給回数6回を選択された場合…裁定完了日の属する月の翌月から起算して3ヵ月目に初回給付（以降2ヵ月毎にお受取）

- ・年金受取方法については、年金開始月から5年を経過した場合、ご請求いただく述べにより、ご資産の残額を一時金として受け取ることが可能です。

- ・年金支給期間中の運用にて、最終支給時に数量按分方式で取崩した結果、更に残高数量がある場合には、最終支給月翌月に残分を全額支給して給付の終了とします。

※2 「個人型年金に加入できない者」とは以下の方になります。

- ・国民年金保険料免除（申請免除（全額・一部免除、納付猶予）、学生納付特例、生活扶助受給による法定免除）されている方

- ・20歳未満の方（第2号被保険者を除く）

- ・日本国籍を有しない海外居住の方

- ・DB等の他制度に加入する者（企業型DCに加入する者を除く。）であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛け金の最低額（5,000円）を下回る方

※3 掛け金の提出がない期間は含みません。企業型確定拠出年金、退職一時金または企業年金から個人型年金へ移換があった場合には、その算定の基礎となつた期間は含みます。

※4 当個人型年金プランと他の確定拠出年金の口座を有している場合は、当個人型年金と他の確定拠出年金の個人別管理資産を合算し25万円以下であること、および当個人型年金プランと他の確定拠出年金の通算拠出期間を合算し重複期間排除後の期間により判定いたします。

※5 2016年12月31日以前において、個人型年金の加入資格がない方は以下のとおりです。加入資格がある方はこの何れにも該当しない方となります。

【第1号被保険者の方の場合】

- ・農業者年金の被保険者の方

- ・国民年金の保険料をお客様ご自身の申請により免除等（注2）されている方（障害基礎年金受給者等は除きます。）

【第2号被保険者（60歳未満の厚生年金被保険者）の方の場合】

- ・厚生年金基金、確定給付企業年金に加入されている方または公務員等共済組合の長期加入員の方

【第3号被保険者の方】

【その他海外に居住し、国民年金の被保険者の資格を喪失している方】

※6 毎月受けられた請求受付締切日までに裁判請求に必要な書類をSBIベネフィット・システムズにて受領し、裁判が完了した場合（「裁定完了日」といいます。）、原則として、裁定完了日の翌月に事務委託先金融機関からご指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれます。なお、裁判請求に必要な要件を満たさない場合には最短でのお受取りができない場合がございます。詳細はSBIベネフィット・システムズにご確認ください。

注1 数量按分方式とは、商品を複数保有している時例えば、A商品200口、B商品300口、C商品500口保有していた場合、取崩し時における解約数量およびその金額は以下のとおりとなります。

（総支給回数10回として）

- ◆1回目支給時：A商品（200口）×1/10×解約価額、B商品（300口）×1/10×解約価額、C商品（500口）×1/10×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

- ◆2回目支給時：A商品（180口）×1/9×解約価額、B商品（270口）×1/9×解約価額、C商品（450口）×1/9×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

- ◆3回目支給時：A商品（160口）×1/8×解約価額、B商品（240口）×1/8×解約価額、C商品（400口）×1/8×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

- ◆4回目、5回目と、以降上記と同様にその時点の保有口数×（1/残りの支給回数）で取崩していくきます。実際の支給金額は各商品の取崩し時の解約価額によって都度変動する場合があります。

なお、上記は期間中に保有商品の変更がない場合を前提としています。期間中にスイッチングが行われ、保有商品や数量に変更がなされた場合は、その保有数量に応じて同様のルールにて取崩しが行われます。

注2 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、学生納付特例および若年者に対する納付猶予、生活保護受給の理由による免除

(10) 小規模企業共済等掛金払込証明書の再発行

加入者が確定申告または年末調整をする際に、加入者が拠出した掛金額を証明する「小規模企業共済等掛金払込証明書以下「払込証明書」といいます。」が毎年10月下旬頃に国民年金基金連合会より発行されます（※1）（※2）。払込証明書を紛失した場合は、払込証明書の再発行を申請することができます。払込証明書の再発行を申請する場合には、SBIベネフィット・システムズに「小規模企業共済等掛金払込証明書再発行申請書」をご提出ください。（再発行に関しては過去5年に限り可能です。）

※1 第2号被保険者の加入者のうち、掛金を事業主経由で払い込んでいる方については、給与等から所得税を源泉徴収する際その都度、その給与等から掛け金が控除されます。したがって、事業主払込の加入者には、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が発行されません。

※2 初回の掛金の納付が10月～12月の場合、納付が確認された月の翌月の下旬に送付されます。

(11) 個人別管理資産等の報告

当プランにおいては、SBIベネフィット・システムズより、毎年1回、毎年3月末日時点で加入者等であることが確認できる方を対象に、3月末日時点での個人別管理資産額、取引の明細、および掛金または個人別管理資産の充当により負担された諸経費の内容等を記載した書面を加入者サイトに掲載します。

(12) 本説明書の内容の変更

本説明書の内容は、法令の改正または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更した場合には、当社のWebサイトまたは加入者サイト上にて掲示するものとします。

(13) SBIベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程

※本項で「当社」とは第一条（規程の趣旨）の通り、「SBIベネフィット・システムズ株式会社」となります。

第一条（規程の趣旨）

この規程は、SBIベネフィット・システムズ株式会社（以下「当社」といいます。）に対し運営管理業務を委託（運用関連運営管理機関を通じ記録関連業務に関する運営管理業務を再委託した場合を含みます。）した企業もしくは団体等の企業型確定拠出年金制度または国民年金基金連合会の個人型年金制度の、加入者、運用指図者および加入者であった方のうち、他の企業型確定拠出年金または個人型年金に個人別管理資産が移換されるまでの方（以下「加入者様等」といいます。）が電話・インターネット等により行う以下の当社との取引等（以下「各種取引」といいます。）に係る取決めです。

第二条（ID、パスワードの管理）

当社は、加入者様等に対しIDおよびパスワードを発行します。当社が提供する運営管理サービスにおける加入者様用のインターネット画面、音声自動応答システムその他のツール（以下、「当社取引ツール」といいます。）に接続し、各種取引を行うためには、かかるIDおよびパスワードが必要となります。

第三条（本人確認）

1. 当社は、当社発行のIDおよびパスワードと、加入者様等が当社取引ツールに接続、ご利用の際に使用するIDおよびパスワードが一致した際には、加入者様等のご本人による入力であるとみなします。
2. 当社が前項の方法によって本人確認をした場合、IDおよびパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害につき当社は責任を負いません。なお、当社取引ツールに接続せずに、有人対応により本人確認を行う場合は、「ID」、「電話番号」、「生年月日」等、その他当社が合理的と判断する方法で本人確認を行います。なお、ここでいう当社が合理的と判断する方法とは、当社が加入者様等の本人確認を行うために、当社が既に持っている加入者様等の情報と、お申し出いただいた情報を実際に照合させるために必要な手段によるものです。

第四条（各種取引の利用時間）

1. 各種取引の利用時間は、当社が定めるものとします。
2. システム等の障害、補修等により、当社は予告無く各種取引の一部または全部を一時停止または中止することがあります。

第五条（商品提供機関申込み不可日にかかる運用指図の取扱い）

当社が提示している投資信託商品のうち、当該商品の投資信託委託会社の運用にかかる先として、外国の証券取引所

の休場および停止、外国為替取引にかかる当該市場の銀行休業日、その他やむを得ない事情がある場合は、加入者様等からの運用指図を受付けないこと（運用指図の受注中止）があります。その場合の運用指図の実行については、当該運用指図の受注中止を解除した後の最初の当該商品の基準価額の計算日に運用指図の実行を商品提供機関に行ないます。

第六条（投資信託商品が償還された場合の取扱い）

当社が提示している投資信託商品がその理由を問わず償還され、当該投資信託商品の償還金が支払われる場合、当該投資信託商品を保有する加入者様等に対してその償還口数に応じて当該償還金を按分した上、同額にて当社の指定する元本確保型商品を購入するものとします。

第七条（届出事項の変更等）

各種取引の利用に際し、当社に届け出ている事項に関して変更が生じた場合には、原則としてすみやかに当社へ、当社所定の手続きに従い、当該事項の変更の届出を行ってください。かかる変更は、加入者様等による届出が、当社の担当部署に到着したのち合理的期間経過後から当社に対して対抗し得るものとします。

第八条（会話内容の記録）

当社は、各種取引に係る加入者様等からの受電内容を録音または記録し、取引内容の確認等に使用することがあります。これに対して加入者様等は何ら異議を述べないものとします。

第九条（原文）

当社サイトおよび当社が作成した書類等につき日本語以外の言語による表示・記載（以下「外国語表示」といいます。）がある場合においては、外国語表示は参考として作成されるものであり、日本語表示と外国語表示との間に齟齬がある場合は、日本語表示が当社および加入者様等を拘束するものとします。

第十条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じた加入者様等の損害については、その責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- (1) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム等の障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、もしくは、情報改変等により、伝達遅延・不能・誤動作またはその他一切の不具合が生じた場合
- (2) 前1号記載の事由により、加入者様等の氏名、パスワードその他の個人情報が漏洩した場合
- (3) 第三条に基づき本人確認を行なった場合において、本人確認用のパスワードに盜用その他の不正行為があった場合
- (4) 加入者様等が運用商品の購入・売却の取消等の申込を行ったにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の申込が執行され取引が成立したため、取消等が行えなかった場合
- (5) 天変地異、政変等不可抗力と認められる事由により、運用商品の購入および売却の執行・各種手続が遅延または実行不能となった場合

第十一條（個人情報の提供等）

1. 当社に記録された個人情報に関しては、加入者様等が参加する企業型確定拠出年金規約または個人型年金規約に当社が自ら行うものと定められた運営管理業務の遂行を目的として使用するものとします。ただし、当社の合理的判断により運用関連運営管理業務の遂行を目的として提供される場合、またはペイオフ対応の目的でその対象となる金融機関に提供される場合があります。また当社は、事業主または加入者様等のために確定拠出年金教育ツール、シミュレーションツール（以下、「教育ツール」といいます。）を提供する場合には、その教育ツールを提供する機関に対して、事業主の指定する方法に基づいて加入者様等のIDなど個人に関する情報を提供できるものとします。
2. 当社が保有する個人情報について外部委託を行う場合には、必要な契約を締結し、個人情報の保護に関する法律およびその関連法令等に従い、必要かつ適切な監督を行います。

第十二条（個人別資産管理資産額の通知）

加入者様等への個人別管理資産額等の通知回数およびその他通知に係る事項については、加入者様等が参加する個人型年金規約の定めに従い行うものとします。

第十三条（関係規程の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、確定拠出年金法およびそれに基づく規約、運営管理業務委託契約等関係する法令・契約の内容によるものとします。

第十四条（準拠法・合意所轄）

本規程の成立、解釈および履行等に関する準拠法は日本法とし、本規程に関して万一当社と加入者様等との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第十五条(規程の変更)

- この規程は、法令の変更等、その他必要が生じたときには変更されることがあります。かかる変更を行なった場合、当社は、原則として当該変更内容をホームページに掲示して、加入者様等に対して通知いたします。
- 前1項に基づき規程の内容が変更された場合には、当該変更の実行日以降は、特に定める場合を除き変更後の規程が適用されるものとし、かかる変更により加入者様等が損害を被った場合であっても、特段の事情なき限り、当社はその責任を負いません。

附則

この規程は、2017年4月1日から実施いたします。

お問合せ 当社の個人型年金案内サイト、当プランに関するお問合せは、以下のWebサイトおよびコールセンターをご利用ください。

当社の個人型年金案内サイト	当社ホームページ https://www.daiwa.jp/lp_dc/ideco/ のダイワの iDeCo サイト	
加入者サイト		https://www.benefit401k.com/customer/ ご利用時間 24時間 ※0:00～4:00は参照時間帯となり、スイッチング・配分割合・加入者情報などの登録・変更はできません。 ※毎月第2日曜日の4:00～7:00は定時メンテナンスのため、本サイトはご利用できません。
毎日		

大和証券 ダイワ年金クラブ・コールセンター、SBIベネフィット・システムズコールセンターそれぞれの取扱業務は以下のとおりですので、お問合せまたは各種ご連絡の際には、ご留意いただきますようお願ひいたします。

大和証券 ダイワ年金クラブ・コールセンター 「ダイワの iDeCo」ご加入前のお問合せ等	SBIベネフィット・システムズコールセンター 「ダイワの iDeCo」ご加入後の 各種お問合わせ・届出等												
<ul style="list-style-type: none">個人型年金制度全般に関するお問い合わせ当社の個人型年金プラン（ダイワの iDeCo）を利用するなどを検討しているお客様からのお問い合わせ加入申出、当プランへの移換および運営管理機関変更に関する資料の申込み <table border="1"><tr><td>電話番号</td><td>0120-396-401</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00</td></tr><tr><td>休日</td><td>年末年始、祝日</td></tr></table>	電話番号	0120-396-401	営業時間	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00	休日	年末年始、祝日	<ul style="list-style-type: none">住所変更、掛金額変更等の各種変更届の受付<ul style="list-style-type: none">電話番号 0800-123-9401 (上記がつながらない場合は、050-3133-4864)営業時間 月～金 10:00～18:00休日 土日・祝日、年末年始、メンテナンス日など運用商品の情報提供に関するもの加入者サイトに関するもの個人別管理資産の記録（残高・履歴）の管理に関するもの個人別管理資産の運用指図に関するもの給付の請求に関するもの還付に関するもの <table border="1"><tr><td>電話番号</td><td>0120-652-401 (上記がつながらない場合は、03-6435-5522)</td></tr><tr><td>営業時間</td><td>月～土(※)10:00～18:00</td></tr><tr><td>休日</td><td>日・祝日、年末年始、メンテナンス日など</td></tr></table> <p>(※)土曜日は加入者サイトに関するお問合わせを承ります</p>	電話番号	0120-652-401 (上記がつながらない場合は、03-6435-5522)	営業時間	月～土(※)10:00～18:00	休日	日・祝日、年末年始、メンテナンス日など
電話番号	0120-396-401												
営業時間	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00												
休日	年末年始、祝日												
電話番号	0120-652-401 (上記がつながらない場合は、03-6435-5522)												
営業時間	月～土(※)10:00～18:00												
休日	日・祝日、年末年始、メンテナンス日など												
<ul style="list-style-type: none">手続き並びに個人型年金制度の一般的な事柄に関するお問合せは、大和証券の本支店でもお受けいたします。各種変更届は加入者サイトで用紙をダウンロードしてください。なお当社の個人型年金案内サイトで用紙をダウンロードできるものもあります。運用指図を行う商品の選択はお客様ご自身の判断となり、ご相談はお受けできませんのでご了承ください。													

MEMO

編集・発行：

大和証券株式会社

〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

SBIベネフィット・システムズ株式会社

〒106-6019 東京都港区六本木一丁目6番1号

※本書の内容を、いかなる方法においても無断で複写・転載することは禁じられています。

2024年12月発行

本資料は、情報の正確性の確保に努めていますが、データ利用等に伴って発生したいかなる損害についても責任を負いかねます。

本資料は、発行時点の確定拠出年金制度、税制、資産運用の方法および関連諸制度に関する用語等を掲載しておりますが、将来その内容および使用している用語等が変更されることがあります。